

令和6年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書
令和6年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書
概要説明

令和7年10月

三重県監査委員

令和 6 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書

概要説明

令和 6 年度の企業庁関係の決算審査につきましては、去る 9 月 4 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、企業庁が経営する令和 6 年度の三重県水道事業及び工業用水道事業の 2 事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算諸表が、地方公営企業法その他関係法令に則り、三重県企業庁会計規程及び会計事務手続等の諸規程に基づき適正に作成されているか
- (2) 決算の計数は正確であるか
- (3) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (4) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (5) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、各会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、「第 1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されていまして、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2 頁）

持続可能な事業経営について（意見書 2 頁）

水道事業及び工業用水道事業については、全国的な大規模自然災害の発生状況や国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等を踏まえた「三重県企業庁経営計画（平成 29 年度～令和 8 年度）」並びに水道施設及び工業用水道施設の改良計画（以下「経営計画等」という。）に基づき、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に加え、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組むほか、能登半島地震を受けた国の方針のもとでの耐震化計画の取りまとめ、さらに近年全国で発生している老朽化を原因とする漏水事故を受けた緊急点検などの対策を行っています。

一方で、予想を超える大幅な電気料金や資材の高騰を始めとする物価上昇等により令和 4 年度以降経営収支が悪化し、令和 6 年度決算では水道事業で約 2 億 897 万円、工業用水道事業で約 1 億 7,334 万円の純損失を計上する状況であり、令和 7 年度予算においては、これを更に上回る純損失が計上される状況となっています。

厳しさを増す経営環境の中、今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、引き続き経営計画等に従い、更なる効率的な経営により収支改善をめざすとともに、能登半島地震を踏まえての耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組まれない、と意見しています。

その上で、次期経営計画等の策定に向け、法に基づく地方公営企業における独立採算の原則に従い、県民の理解を得ることができる公正で妥当な料金の設定、水道事業における将来の水需要に応じた施設規模や配置の適正化の検討など、受水市町と十分な意思疎通を図りながら、健全な事業経営に努められたい、と意見しています。

令和 6 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 6 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 4 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、企業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和 6 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、水道事業及び工業用水道事業の 2 事業について、いずれも適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 6 年度三重県公営企業会計（企業庁）決算審査意見書及び令和 6 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。